

## 制服等の基本方針について

## 【趣 旨】

制服等の取り扱いの基本方針(導入の可否、導入時期、選定方法)について、再度協議する。

## 1. これまでの経緯

## 令和4年度

○9月8日

保護者や学校関係者を対象に『制服についての意見交換会』を開催。制服の導入可否、制服の種類について多様な意見が出される。

意見交換会参加者と、保護者・児童生徒を対象に、制服に関するアンケート調査を実施。

○10月19日

第6回整備検討委員会において、制服・運動服の取り扱いについて協議。

アンケート調査の結果、児童生徒、保護者とも約7割が『制服は必要』と回答したが、導入時期や導入するものの種類に一定の方向性が見いだされなかったことから、保護者や児童生徒の意見を尊重するため、再度意見聴取を行うこととする。

○3月中旬

桜島地域の小中学校の学校長に、令和5年度に学校活動の中で児童生徒に制服についての意見交換をする時間を設定するよう、また、PTA活動の中で保護者の制服等に対する意見まとめの機会を設けるよう依頼したが、対応困難とのことであったため、事務局が代表者に意見聴取する方針に変更する。

## 令和5年度

○8月17日、8月26日

児童生徒と保護者の代表者に集ってもらい、制服についてのワークショップを開催。

児童生徒は「新しい制服が必要。ブレザータイプがいい。」といった意見が多く、保護者は「廉価な市販品(ユニクロやワークマン)を制服にしたい」といった意見が多かった。

■ワークショップ開催概要は「資料2-1」のとおり

○10月上旬

ワークショップに参加しなかった保護者の意見も確認するため、再度アンケート調査を実施。

約78%が「制服等の着用が必要」を選択。

制服を導入する場合の導入方法については、「市販品から制服として着用する商品を選ぶ(ユニクロやワークマンなど)」約40%で最も多かった。

■アンケート調査結果は「資料2-2」のとおり

## 2. 今後の進め方

市販品を制服にすることについて、保護者への最終確認を行う。

アンケート調査の結果、『市販品から選んで制服として着用する』が一番多かったが、アンケートへの回答者が少なかったこと、また、「現行の制服から1つ選ぶ」「新しく制服を作る」との回答も一定数は存在したことを考慮し、『市販品を制服とすること』のメリット・デメリットを伝えたいので、各学校の保護者に、『市販品から選んで制服として着用する』方針で良いかの確認をとることが必要

### [メリット]

- ①低価格
- ②サイズアウトした際に買い替えをしやすい

### [デメリット]

- ①購入できない場合がある

完売、又は年によっては製造中止になってしまうため、購入できなくなる場合がある。

- ②小学生向けの商品が少ない

ユニクロの場合、夏用のポロシャツはあるが、小学生の冬用標準服(紺色の上着と半ズボン、吊りスカートなど)に類似する商品がない(HP上での確認)

日常着(ジーンズ、スウェット、Tシャツ等)が多いため、制服に適した商品がない場合も想定される。

- ③中学生向けの商品は「学生」と認識されづらい

ユニクロには、制服として作られた商品はないとのこと

他都市での採用も、正式な制服の他に着用可能と認めているもの(ユニクロの上着やボトムス、シャツなど)で、ユニクロ着用は義務ではない。

誰でも購入できる商品であるため、外部の方には「桜島学校の学生」とは認識されづらいと考えられる。

#### 【参考】

##### 『制服』の一般的な定義

学校や社会その他の団体などで、所属する人が着るように定められた服装。ユニホーム。

[出展:大辞林]

⇒やや拘束力が強い

##### 『標準服』の一般的な定義

学校などの組織において、所属者が着用することが望ましいとされる服装。

[出展:実用日本語表現辞典]

⇒常時着用の義務はなく、推奨されるに留まるもの。類似として、特にこだわりはないが「お奨め」される「奨励服」もある。

④商品選定の公平性

特定のメーカーの商品を、入札などを経ずに購入を義務付けることは公平性に欠けることから、市販品の選定を「ユニクロ」のみで進めることは出来ないと考えられる。

⑤耐久性

制服としてつくられた商品ではないので、使用環境に伴う耐久性の保証はないとのことなので、破損による再購入も予想される。(お下がりには向かない)

⑥商品選定はスケジュールがタイト

販売後でない商品確認が出来ないため、選定して保護者に周知するまでのスケジュールが非常にタイトになる可能性がある。

**保護者が『市販品から選んで制服として着用する』方針が決定した場合**

[対象商品の選定]

公平性や購入できないケースを防ぐためにも、特定のメーカーの商品を選定するのではなく、複数メーカーで購入できるような商品の色や形を決める。

また、それでも購入できなかった場合の着用のルール決めもしておく必要がある。



結果的に、全員が同じものを着用することには  
ならない。

「私服」との違いは…

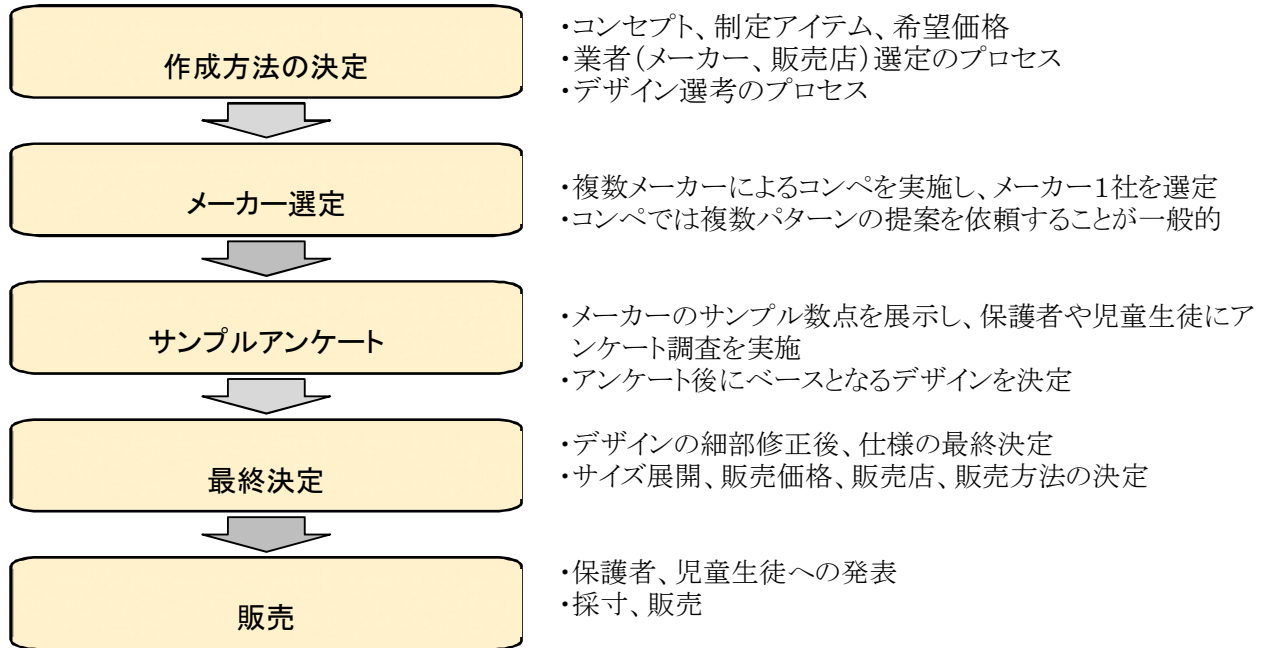
[選定方法]

保護者や新しい学校の教職員となるメンバーで「被服選定委員会(仮称)」を設立し、候補となる商品の事前調査や選定に向けての協議を行い、決定することが想定される。(令和7年度)

【参考】新たに制服等を作成する場合のコンペ方式の流れ

コンペ方式は、既製品からアイテムを選ぶのではなく、学校ごとに企画を提案してもらい、そこから学校関係者や保護者、児童生徒の要望を反映して完成させていく注文服のイメージ。

作成方法の検討開始から販売開始まで、最短で10か月程度は必要とされている。



【参考①】

「公立中学校における制服の取引実態に関する調査」(平成 29 年 11 月 29 日 公正取引委員会)によると、学校に対しては、制服の取引に関与する際には、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能する取組が行われることが期待されている。

【参考②】

「学校における通学用服棟の学用品等の適正な取り扱いについて(通知)」(平成 30 年 3 月 19 日付け文部科学省通知)概要抜粋

・学校及び教育委員会は、学用品等の購入について保護者の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。

・通学服等の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その際には保護者等学校関係者から意見を聴取した上で決定することが望ましい。